群馬県適正化通信 NO.29

いよいよ平成２３年４月１日から

アルコール検知器導入の義務付けがスタートします。

既にご承知の通り、平成２２年４月２８日に「事業用自動車総合安全プラン２００９」に基づき、事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を達成するため、点呼時にアルコール検知器の使用を義務付ける等の改正が行われ、平成２３年４月１日からは乗務前点呼、乗務途中点呼及び乗務後点呼のアルコール検知器使用などの義務付けが始まります。今までに対応がとられている事業者については、引き続き検知器の使用をお願いします。また、まだ対応がとられていない事業者においては、早めに対応をしていただき平成２３年４月１日からの実施に備えて下さい。あわせて、点呼記録簿については、所定の記載事項のほかにアルコール検知器の使用の有無の記載事項追加をお願いします。

注・酒気帯びの有無については、平成２２年４月２８日施行につき、既に点呼記録簿に記載をしていることと思いますが、今後も引き続き記載をお願いします。

参考：上記に対応した点呼記録簿（日帰用・中間点呼用）が、群馬県トラック協会ホームページ内「適正化事業実施機関」の帳票類に掲載してありますので参照して下さい。

※ 平成２３年４月１日施行

○安全規則関係

１．事業者は乗務前点呼、乗務途中点呼及び乗務後点呼において、運転者に対し、酒気帯びの有無を確認すること。
（規則第７条第１項、第２項、第３項）

２．事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるもの）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、点呼時において酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行うこと。
（規則第７条第４項）

３．事業者は、点呼を行い、確認をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、確認の内容を記録すること。
（規則第７項第５項）

４．運行管理者の業務に、点呼時において運転者から報告を求めるだけでなく確認することを加えるとともに、アルコール検知器を常時有効に保持することを追加する。
（規則第２０条第１項第８号）

○国土交通省告示第４８５号（平成２２年４月３０日）

『貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示』

安全規則第７条第４項の告示で定めるアルコールの検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

○安全規則の解釈運用通達

１、第７条第４項関係

・アルコール検知器とは、アルコールインターロックを含み、当面性能上の要件を問わないものとする。

・「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。

・「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持することをいう。このため、アルコール検知器のメーカーが定めた取扱説明書に基づき、使用し、管理し、保守するとともに、次のとおり定期的に故障の有無を確認し故障していないものを使用すること。

①毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前、②において同じ）確認するべき事項

（ア）アルコール検知器に電源が確実に入ること。

（イ）アルコール検知器に損傷がないこと。

②毎日確認することが望ましく、少なくとも週１回以上確認すべき事項

（ア）確実に酒気を帯びていない者が、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知しないこと。

（イ）洗口液、液体歯磨等アルコールを含有する液体又はこれを薄めたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること。

・「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。

・「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話等で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話等で報告させることにより行うものとする。

２．第７条第５項関係

・乗務前点呼、乗務途中点呼及び乗務後点呼の記録については、所定の記載事項のほかアルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無が追加された。

自動車運送事業の監査方針、行政処分基準の改正について

（一部改正：平成２２年１２月１５日）

１．改正の概要

＜監査方針＞

巡回監査及び呼出監査の端緒として、次のものを明確化

・自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）に基づく自動車事故報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者
（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）

＜行政処分基準等＞

① 点呼におけるアルコール検知器の備えに対する処分基準の創設
（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）

・アルコール検知器の備え義務違反
　初違反６０日車　再違反１８０日車

・アルコール検知器の常時有効保持義務違反
　初違反２０日車　再違反６０日車

② 営業区域外旅客運送に対する処分創設・強化
内容が貨物自動車運送事業者に該当しないので省略

③ 処分の実効性の確保

・行政処分等の公表範囲として、文書による警告を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者を追加

・自動車等の使用停止処分において、違反行為に使用された車両を停止する等、停止対象の車両指定等の基準を明確化（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）

２．施行時期

平成２３年４月１日から施行

不明な点や質問事項は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話　０２７－２１２－８８２１

参　考

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正及び安全規則の解釈及び運用通達

（公布即施行：平成２２年４月２８日）

〇安全規則関係

１．事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。
（規則第３条第５項）

２．事業者は乗務前点呼及び乗務途中点呼において、運転者に対し、酒気帯びの有無の報告を求めること。　（規則第７条第１項、第３項）

３．運転者は酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者に申し出ること。
（規則第１７条第１項第１号）

４．運行管理者の業務に、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないことを追加する。　（規則第２０条第１項第４号）

〇安全規則の解釈運用通達

１．安全規則第３条第５項関係

「酒気を帯びた状態」とは道交法施行令第４４条の３に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/lであるか否かを問わないものである。

２．安全規則第７条第１項～第３項関係

「酒気帯びの有無」は、道交法施行令第４４条の３に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。